

第5次草津市総合計画

【現状と課題、基本構想】

草津市の現状と課題

1. 位置と地勢

本市は、滋賀県の南東部に位置して、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約 60km、京都から約 20km、名古屋から約 90km の距離にあります。

市域は、南北約 13.2km、東西約 10.9km で、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は 67.92 km²（うち琵琶湖面積 19.7 km²を含む）となっています。湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。



2. 地域の特性

(1) 美しく、変化に富む自然

県内でも温暖な気候に恵まれており、琵琶湖の湖辺一帯に広がるのどかな田園風景は、琵琶湖対岸に望む比良・比叡の山並みと調和し、四季折々の美しい景観が本市に彩りを添えています。なかでも鳥丸半島周辺のハスの群生地は全国有数の広さと美しさを誇り、湖辺のヨシ原は昔ながらの風景を今に残しています。こうした水辺には、冬になるとコハクチョウを始めとする多くの野鳥が群れをなして飛来します。

また、ため池や鎮守の森、天井川として全国的に有名であった旧草津川などが、まちのかの水と緑の空間として残され、住宅地のすぐ近くにある牟礼山^{むれ}やイオロ山などには、市内でわずかに残された自然の雑木林が大切に守られています。

このように本市には、土地の自然そのもの、そして、自然と人の関わり合いのなかで形作られ守られてきたものからなる、変化に富んだ美しい自然的特性があります。

(2) 行き交い出会う、街道文化

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古から人の営みの歴史があります。

古代官道が走るなど古くからの交通の要衝でもあり、江戸時代になると、東海道と中山道^{なかせん}が分岐・合流する地として草津宿が発展しました。多くの大名や姫君が泊まった草津宿本陣は、往時の姿を現代に伝えて国指定の史跡となっています。

さらに、琵琶湖の湖上交通の拠点としても重要な地であり、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上の船を掌握するなどの重要な役割を担い、発達した舟運に矢橋^{やばせ}や山田、志那の湊^{しなみなと}などが活気を見せていましたといいます。

こうして、古くから陸上、湖上の交通の要地としての歴史がある本市には、多くの人やものが行き交い出会うなかで育まれた街道文化が息づいています。また、数々の由緒ある社寺や地域に根付いた伝統芸能、そのほかさまざまな歴史文化遺産が受け継がれ、大切に守られています。

(3) 躍動を続ける草津

湖南地域の中核的な都市として広域的視野に立ったまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、都市機能を充実させ、発展してきています。

“若い力”が広がる

少子・高齢化と人口減少が進む全国的な人口動向と異なり、本市では、大都市圏へのアクセスがよく生活の利便性が高い職住近接のまちとして、また、大学のあるまちとして、ファミリー世帯の転入や学生の流入が継続しています。こうした動きが“若い力”となって地域に広がり、市民活動や協働の取り組みもますます活発となってきています。

近畿圏・中京圏をつなぐ

本市はJR琵琶湖線や国道1号、名神高速道路などの国土交通幹線が交わる交通の要衝であることから滋賀県を代表する工業都市として発展し、今なお、先端技術を生かした新しい産業の立地が続いている。

平成20年2月には新名神高速道路の整備に伴い、ジャンクション・インターチェンジが新たに設置されるなど、今まで以上に中京圏との関係が深まり、近畿圏、中京圏の両大都市圏を結ぶ力が強まっています。

多様な都市機能が集まる

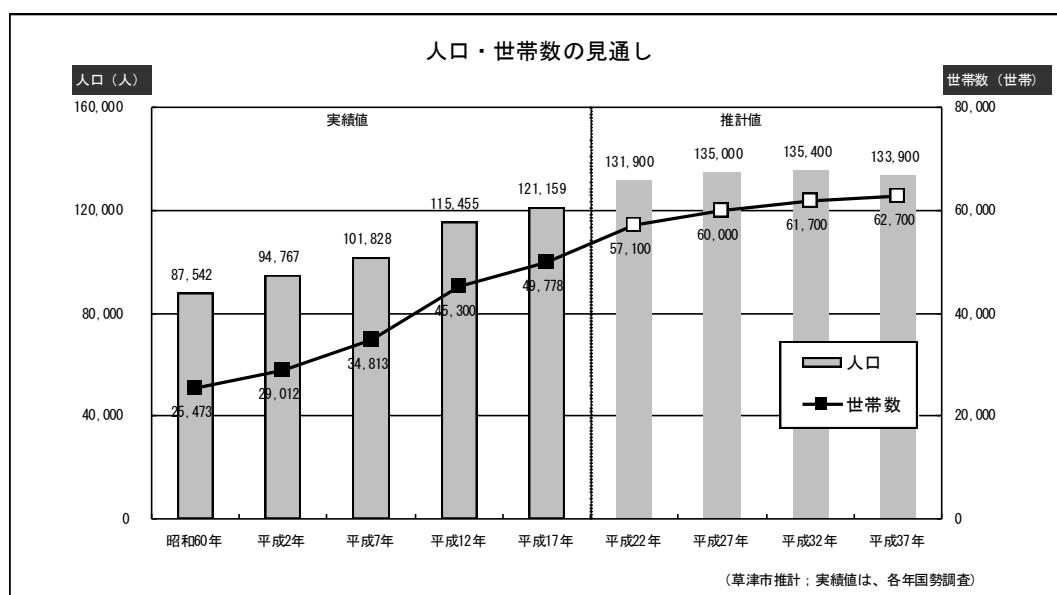
市の中心市街地は2つのJR駅を核としています。JR草津駅は、JR琵琶湖線とJR草津線が接続する駅であり、また、県内JR駅で最も乗降客数が多い駅です。駅周辺では大型商業施設や高層住宅等の開発が進み、旧東海道沿道には地域の情報発信基地となるFM放送局が開局するなど、近年さらに新しい活力が生まれつつあります。JR南草津駅も乗降客数が県内3位の駅です。駅周辺では、土地区画整理事業などに伴う住宅基盤整備が継続し、ファミリー世帯や学生等の居住ニーズを受け止めて、新たな出会いが生まれるまちとなっています。

さらに、東南部丘陵地には、びわこ文化公園都市区域に文化・教育・福祉等の施設が集まっており、立命館大学びわこ・くさつキャンパスや県立長寿社会福祉センターなどがあります。湖岸域には、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みづの森、UNEP国際環境技術センター、Biyoセンター（琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター）、県立水環境科学館、（財）国際湖沼環境委員会（ILEC）など環境分野の有力な施設のほか、幹線道路沿道には新たな大規模商業施設が立地しています。

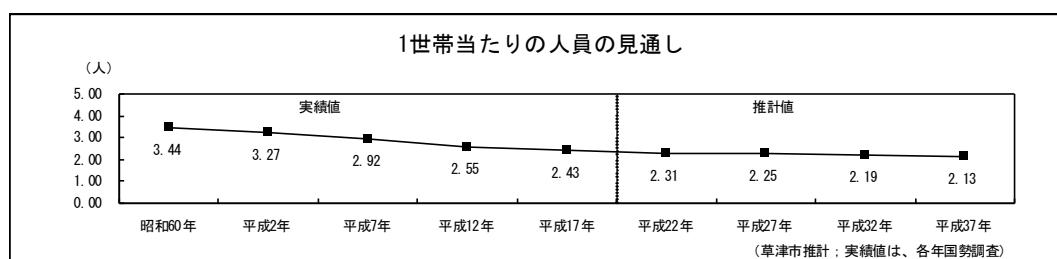
3. 人口の見通し

本市の人口は、昭和 29 年の市制施行時には 32,152 人でしたが、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まると同時に、旧国鉄の複々線化がなされたことで、著しく増加しました。さらに、大学の立地や JR 駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年、一段の人口増加となって、平成 17 年では 121,159 人（国勢調査）となっています。

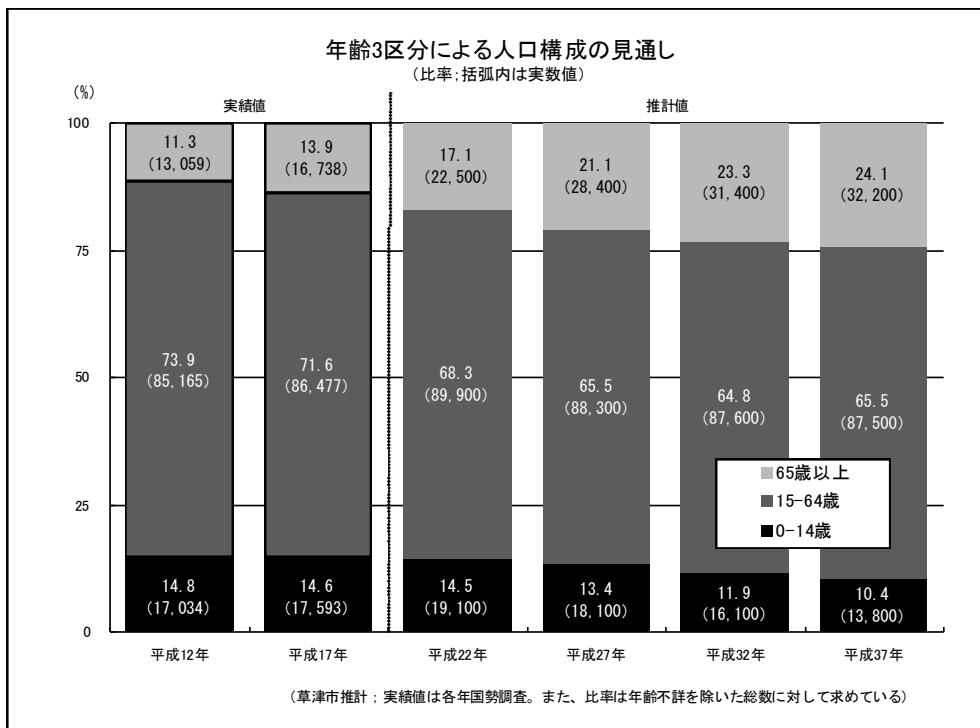
今後の推計として、本市では依然継続して人口が増加し、平成 32 年には 135,400 人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じることが見込まれます。世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成 17 年で 49,778 世帯となっています。平成 32 年には 61,700 世帯程度まで増加し、人口がピークを迎えた後も微増を続ける見込みとなっています。



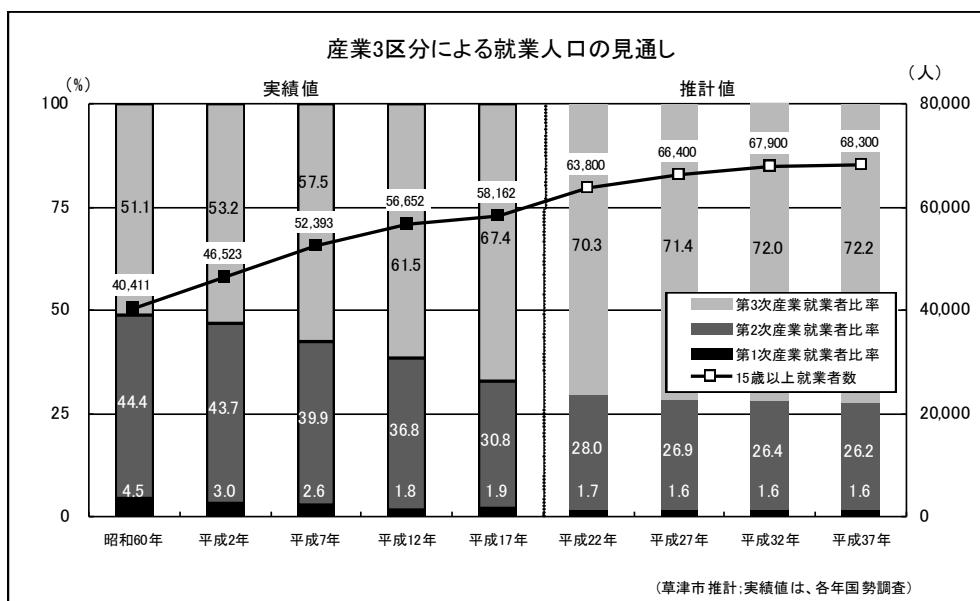
世帯規模の縮小はさらに進んで、平成 17 年に 2.43 人であった 1 世帯当たりの人員が、平成 32 年では 2.19 人となることが見込まれます。



年齢3区分による人口構成についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成22年までは増加しますが、高齢化の進展によって、それぞれの総人口に占める比率は低下する見込みとなっています。老人人口（65歳以上）は、平成17年で16,738人（13.9%）でしたが、平成32年には31,400人（23.3%）まで増加することが見込まれます。



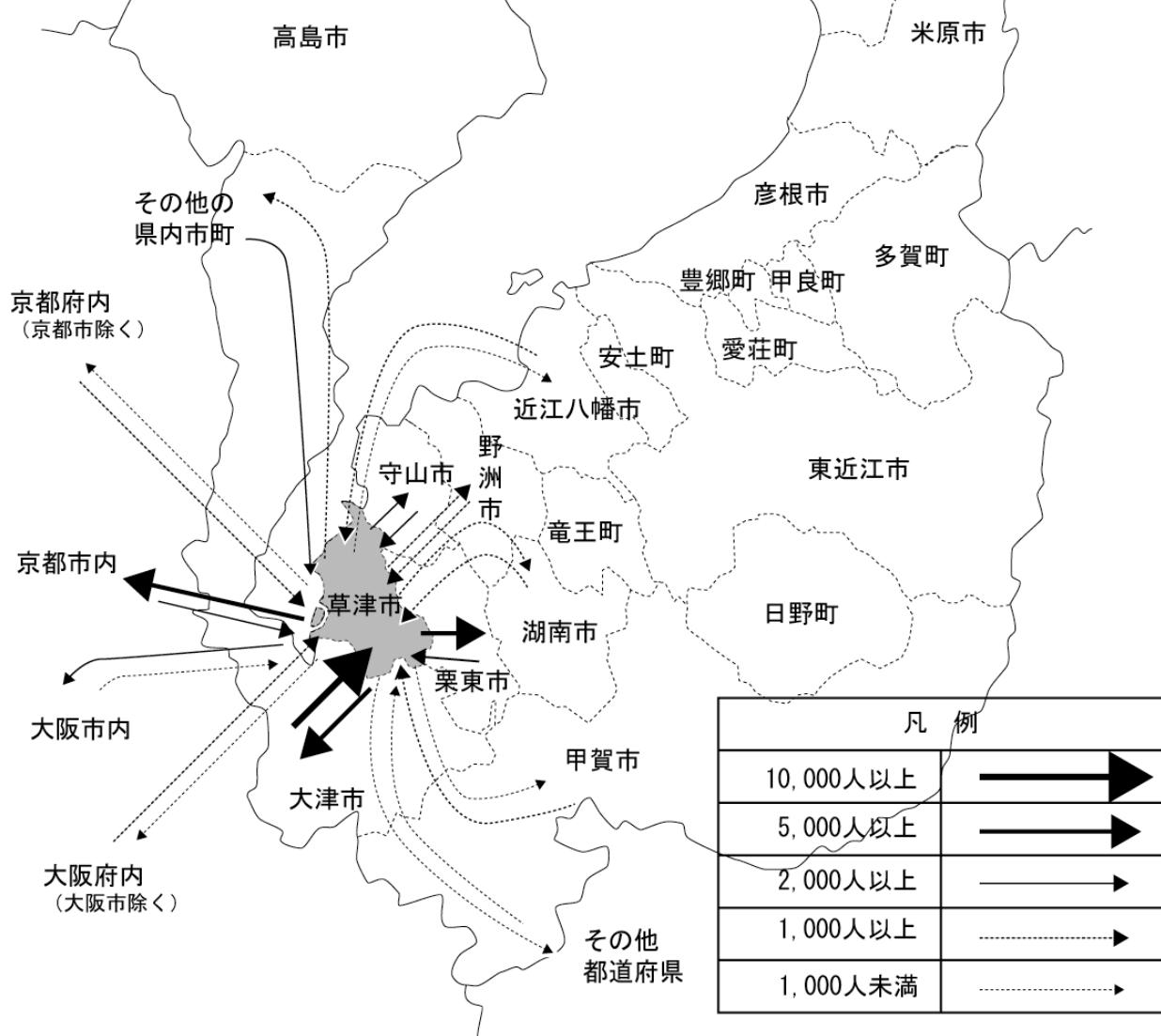
就業者数は、人口増加に伴って伸び、平成32年に67,900人程度になる見込みとなっています。産業3区分別に見ると、第3次産業への移行が進み、平成32年の就業者比率は、第1次産業が1.6%、第2次産業が26.4%、第3次産業が72.0%と見込まれます。



(参考) 平成 17 年国勢調査にみる、本市の人口流動

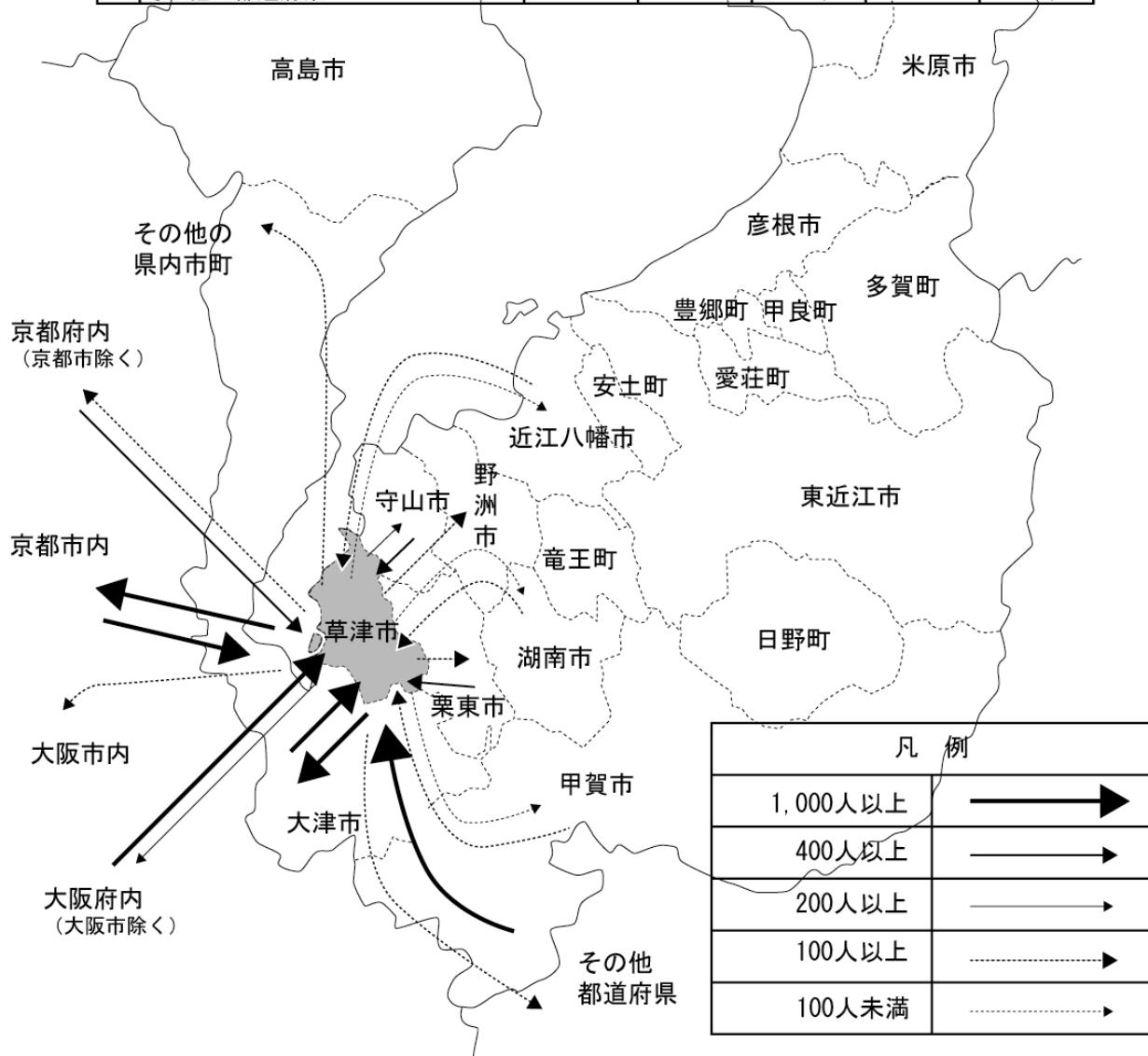
■通勤流動(15歳以上)

草津市で従業する者 うち、草津市に常住し、かつ、従業する者			60,928	100.0%
			28,429	46.7%
流出人口	流入人口	流出入差		
実数	比率(%)	実数	比率(%)	
29,733	100.0	32,499	100.0	-2,766
滋賀県	大津市	7,702	25.9	31.2
	近江八幡市	508	1.7	3.6
	守山市	2,157	7.3	-1,288
	栗東市	5,127	17.2	653
	甲賀市	899	3.0	-262
	野洲市	1,423	4.8	-201
	湖南市	1,152	3.9	-388
	その他市町村	1,478	5.0	-1,253
県外	京都市	5,018	16.9	9.2
	京都府内(京都市除く)	782	2.6	-261
	大阪市	2,073	7.0	1,845
	大阪府内(大阪市除く)	872	2.9	-298
	その他の都道府県	542	1.8	-212



■通学流動(15歳以上)

草津市で通学する者 うち、草津市に常住し、かつ、通学する者				14,969	100.0%
				7,227	48.3%
		流出人口	流入人口	流出入差	
		実数	比率(%)	実数	比率(%)
滋賀県	大津市	3,825	100.0	7,742	100.0
	近江八幡市	1,031	27.0	1,101	14.2
	守山市	58	1.5	128	1.7
	栗東市	316	8.3	549	7.1
	甲賀市	193	5.0	443	5.7
	野洲市	20	0.5	145	1.9
	湖南市	52	1.4	360	4.6
県外	その他市町村	14	0.4	194	2.6
	京都市	129	3.4	483	6.2
	京都府内(京都市除く)	1,208	31.6	1,213	15.7
	大阪市	165	4.3	607	7.8
	大阪府内(大阪市除く)	177	4.6	324	4.2
その他の都道府県		338	8.8	1,070	13.8
		124	3.2	1,125	14.5
					-1,001



■ まちづくりの歩み

第1次総合開発計画では「調和のとれた10万都市づくり」、第2次総合開発計画では「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」として、京阪神大都市圏のベッドタウンとして人口が急増するなかで「調和のとれたまちづくりを進めて現在の都市基盤の礎を築き、第3次総合計画では、都市核の形成や広域圏拠点核の位置づけなど、ハード基盤整備を中心として自主性の高い都市構造づくりを行ってきました。

第4次総合計画では、こうしたハード面からの都市機能の集積をいっそう充実させるとともに、これらをより活かすため、環境や人権、パートナーシップの仕組みづくりなどソフト面の強化を目指した新しい取り組みを進めてきたところです。

4. 時代の潮流

本市のこれからまちづくりを考える上で重要な時代の潮流を、以下の7点に整理します。

① 人口構造と社会資本

少子・高齢化が進み人口減少の時代に至ったことで、社会保障制度をはじめとする日本社会の仕組みの根幹が揺らいでいます。また、世帯規模が小さくなり、家族や地域のネットワークから孤立する世帯が増えて、とりわけ子育て期や高齢期の生活課題がより深刻なものとなっています。

人口や世帯の構造的な変化に対応して、今後とも安定的に継続・発展できる社会としていくため、人口増に応じて社会資本整備を進めた「成長型社会」から、「選択と集中」によって既存の社会資本を効率的に活用する「成熟型社会」へと転換していく必要があります。また、目前には医療や介護等に要する社会保障費のさらなる増加が見込まれることにも備え、さらに地域社会の連帶をより強めて、これを乗り越えていく必要があります。

② 地方分権と市民自治

国主導型から住民主導・地域主導型の行政へと地方分権が進み、さらに、国においては、第二期地方分権改革として、道州制などを含めた、さらなる分権が検討されています。こうしたことを背景に、各自治体には「自主」「自立」を前提とした「自律」への変革が迫られ、地域経営を自ら考える立場から新たな行政システムをつくることが求められています。

さらには、身近な地域の自治を地域住民が自律的に行う時代も視野に入れながら、市民と行政、市民と市民など多様な「協働」を基軸とする市民自治の体制を準備していくことが重要となっています。

- ※ **自律**：自らの意思に基づく決定のもとで、自らの行動を制御することをいう。
- ※ **地域経営**：自治体改革のひとつの目標像として、地域社会にある社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供することをいう。
- ※ **第二期地方分権改革**：地方分権改革は、平成7年の地方分権推進法の制定から、平成18年の三位一体の改革までの一連の改革を第一期改革と捉えることができる。第一期改革を未完の改革とし、さらなる地方分権改革の推進のため、平成18年12月の地方分権改革推進法の制定によって第二期分権改革が始まっており、基礎的自治体が「地域づくりの主役」となれるような体制の整備に向けた検討などが進められている。
- ※ **道州制**：現行の都道府県制度を廃止し、複数の都道府県を統合した「広域行政体」＝「道」「州」によって自律する自治の体制をつくる制度をいう。

③ 地域経済と都市間連携

製造業等は、貿易や金融などを含めた国際的な政治・経済の影響を受けて、地域経済を大きく左右します。商業等は、今後の人口減少に伴い、大都市圏以外では顕著に落ち込むと見込まれています。

これらを踏まえつつ地域経済を持続的に発展させていくため、地域経済のまとまりを重視して、都市間連携のもとで都市構造を合理的なものに再構築するとともに、少子・高齢化に対応した地域商業等の育成と競争力のある工業等の重点的振興が求められるところです。また、地域のうるおいと環境を守る農業については、その活性化と産業価値の高次化を図っていくことなどが求められます。

- ※ **産業価値の高次化**：農業本来の第1次産業としての価値にとどまらず、第2、3次産業の価値をも取り込んで、より高次の産業価値を表現し、農業の活性化と持続可能な地域づくりを進めようとするもので、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足し算（または掛け算）すると「6」となることから“第6次産業化”と言われる。
- ※ **産業分類**：一般的に、農林漁業を第1次産業、建設業・製造業等を第2次産業、その他のサービス業等を第3次産業と大別している。

④ 地球環境と暮らし

地球温暖化や熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層破壊などの多岐にわたる地球環境問題、資源・エネルギー問題などは、私たちの日常生活、あるいは企業活動、経済活動と深く関わっており、その解決に向けて大量生産・大量消費型社会から省資源・資源循環型社会への転換が進められています。

今後さらに、エネルギー利用などにおける新しい技術の開発・利用と併せて、それぞれの地域で風土などの特性を生かしたまちと暮らしをつくり出し、地球環境と調和した持続可能な社会を形成していくことが求められます。

⑤ 情報活用力とコミュニケーション

インターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達と普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になってきています。しかし一方で、あふれる情報を適切に処理し活用する力を社会的に高める必要性や、拡大する情報格差の解消、プライバシー保護と情報活用の両立の難しさなど、克服すべき様々な課題も山積しています。

また他方では、国や言語などの壁をも超えたコミュニケーションも広く個人のものとなりつつあります。互いに認め合う文化がいっそう社会に浸透していくなかで、多様なコミュニケーションは、一人ひとりが「個性」と「表現」を大切にする価値観へも結びついています。さらにそれは地域へと広がり、地域の魅力を生み出し伝えるものとして、生活に根ざしたコミュニティ・メディアの役割と可能性も高まってきています。

⑥ 多文化共生と地域文化

今日、世界的に人々が国境を越えて移動していく状況が進んでおり、わが国でも「グローバル戦略」などによって外国人労働者や留学生が年々増加し、国内への定住も進んでいます。こうしたことが、地域社会に様々な影響をもたらしていることに留意が必要です。

その人たちを地域社会の一員として受け入れることは当然求められるところですが、従来の地域社会のなかに、生活習慣など文化的な背景が異なる市民が増加するに伴って、その人権と生活を守る上で必要な社会の仕組みやサービスなどの不足が顕著となってきています。

こうした状況に適切に対策し、あらゆる人権と様々な文化を大切にする多文化共生社会として、地域の文化をさらに高めて、世界的な人権文化の発展に寄与していく必要があります。

※ **人権文化**：人権文化とは日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいう。

※ **グローバル戦略**：「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界の間のヒト・モノ・カネ、情報の流れを拡大」し、国際社会における日本の成長力・競争力の強化を図るための戦略として、平成18年5月に経済財政諮問会議により示されたもの。

⑦ 安全・安心と地域社会

近年、世界各地で気候変動などに起因する大きな災害が頻発し、我が国でも台風や地震などの被害が多発しています。さらには、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震の発生予測などもあり、国内に自然災害への不安が強まっています。

また、新しい感染症の発生とその世界的流行拡大の可能性、子どもが被害者となる犯罪や食の安全性への不信につながる事件の続発、さらには身近に起こる火災や風水害、交通事故など、私たちの暮らしの安心を脅かす様々な現状があります。

地域社会の安全・安心を確かなものとしていくため、市民一人ひとりが危機管理に対する意識と知識を持ち、地域社会における人と人のつながりを強めていくことが重要となっています。

5. 国・県の動向

本市まちづくりに関わる国・県の主要な動向について、以下にまとめます。

① 国・広域圏の動き

国土形成計画法に基づく「国土形成計画（全国計画）」（平成 20 年 7 月閣議決定）では、国土像を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」として、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を示しています。現在、「国土形成計画（全国計画）」に対応する広域地方計画として「近畿圏広域地方計画」の検討が進められています。

② 滋賀県の動き

平成 19 年 12 月に「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を策定し、構想実現に向けて「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」の 3 つの戦略を、「暮らし」「経済・産業」「環境」「県土」の 4 分野から展開していく施策を打ち出しています。

(参考) 国・県による、上位・関連計画

概要	
国土形成計画	<ul style="list-style-type: none"> 我が国が人口減少時代を迎えており、国土づくりにおいても大きな転換が必要となっている。こうした状況の中、国土形成計画は、これまで5次にわたって策定・推進されてきた全国総合開発計画（全総）に代わって策定される、新しい国土づくりの計画。 具体的には、現在、そして将来に生きる私たちが、安心して豊かな生活を送るための地域整備、産業、文化、観光、社会資本、防災、国土資源、自然環境などを含めた長期的な国土づくりの指針を示すものとなる。 <p>■ 「成熟社会型の計画へ」</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの量的拡大「開発」基調を目指す計画から、「成熟社会型の計画」への転換によって、国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視した計画となる。 <p>■ 二層の計画体系（国と地方の協働によるビジョンづくり）へ</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土形成計画は、「全国計画」と、2つ以上の都府県にまたがる広域ブロックごとに作成される「広域地方計画」から構成されている。 「広域地方計画」は、北海道と沖縄県を除く全国を、首都圏・近畿圏・中部圏・東北圏・北陸圏・中国圏・九州圏の8つの「広域ブロック（広域地方計画区域）」に分け、ブロックごとに策定される計画。 <p>■ 新しい国土像</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。
近畿圏広域地方計画	<p>■ 近畿の目指すおよそ10年後の近畿の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域 首都圏とは異なる多様な価値が集積する日本のもう一つの中心核 アジアをリードする世界に冠たる創造・交流拠点 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進国 都市的魅力と自然的魅力を日常的に享受できる圏域 人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域 暮らし・産業を支える災害に強い安全・安心圏域
近畿圏基本整備計画（第5次）	<ul style="list-style-type: none"> 近畿圏整備法に基づき、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための総合的、かつ基本的な方針を定める計画で、これまで第1次（昭和40年）、第2次（昭和46年）、第3次（昭和53年）、第4次（昭和63年）の計画が策定されている。2015年までの15か年の計画。 <p>■ 近畿圏の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> 強くしてしなやかな産業経済圏域の形成／内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成／文化・学術の中核圏域の形成／歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 <p>■ 目指すべき圏域構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿圏は、現在、京都、大阪、神戸を中心とする三極一軸の構造であり、この中で京阪神大都市圏では産業活力や全国的中枢機能の低下、南北近畿では地域産業の低迷、人口減少、高齢化等が生じている。 すなわち、各都市・地域が個性を育てるとともに、切磋琢磨し競い合い、「核」となることを目指し、それらが散りばめられた「多核」である近畿圏を形成する。また、各都市・地域間の重層的な連携により圏域各地域で「連携軸」を形成する。 各地域で形成されたこれらの「連携軸」の状況を圏域全体で見ると、あたかも東西方向、南北方向に広がる「格子状」となる。このようにして、近畿圏は「多核格子構造」を形成する。 多核格子構造の形成に当たっては、播磨地域から神戸、大阪、京都を経て、琵琶湖東部、さらには名古屋大都市圏に至る連携軸を始め、各連携軸の形成を図っていくが、近畿圏全体の一体的な発展のために、大阪湾環状軸、関西内陸環状軸、若狭海道軸、吉野熊野歴史自然軸、T・TAT連携軸、福井・滋賀・三重連携軸を戦略的に形成する。 <p>■ 戰略的な連携軸の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪湾環状軸の形成／関西内陸環状軸の形成／若狭海道軸の形成／吉野熊野歴史自然軸の形成／T・TAT連携軸の形成／福井・滋賀・三重連携軸の形成（福井から滋賀を経て三重にかけて、諸機能の充実とそれとの連携の強化によって地域の活性化、中部圏との連携の強化を図り福井・滋賀・三重連携軸を形成する） <p>※ T・TAT連携軸：1995年12月、京都、兵庫、徳島、高知の四府県などが結成。古称の丹後（T；京都府）・但馬（T；兵庫県）・阿波（A；徳島県）・土佐（T；高知県）の頭文字と、各地域をつなぐとT字形になることから命名。</p>

	概要
滋賀県基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県政の総合的な推進のための基本的な指針となるものであり、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもので、県政運営の基本方針となるだけでなく、県民や各種団体、企業などが、それぞれの役割に応じて積極的・主体的に取組を進める上での共通の指針と位置づけている。計画期間は平成 19 年度(2007 年度)から平成 22 年度(2010 年度) <p>■ 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未来を拓く共生社会へ <ul style="list-style-type: none"> ・ 時代が大きく変化する中で、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるよう行動していくことが、私たちの世代に求められています。 ・ こうした認識のもと、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超える多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓きます。 <p>■ 戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人の力を活かす [地域のつながりを深め、誰もが人権を尊重され、人の力が生きる、活かせる社会を実現します。] <ul style="list-style-type: none"> ・ (社会で子育てを支える／力を発揮できる多様で柔軟な活躍の場をつくる／子どもの多様な学びの場をつくる／健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくる／地域での多様な支え合いの輪を広げる／多文化共生を目指す) ○ 自然の力を活かす [自然本来の力を再生可能な範囲で活かしながら損なわない持続可能な社会づくりを進めるとともに、損なった自然の力を再生させて、琵琶湖をはじめとした豊かな自然を次世代に継承できる人と自然との新たな関係を築きます。] <ul style="list-style-type: none"> ・ (自然本来の力を保全し、再生する／自然を活用した産業を活性化させる／持続可能な社会を目指す／自然の力を憩いや学びに活用する) ○ 地と知の力を活かす [地の利点、知の利点を活かして、滋賀県産業の競争力を高めます。また、利便性や安全性を確保するとともに、豊かな自然や歴史資源、文化・芸術が息づく美しい魅力あるまちづくりを進めます。] <ul style="list-style-type: none"> ・ (新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援する／滋賀県の特性を活かした産業を育成・支援する／安全で美しいやすらぎのあるまちづくりを進める／文化・芸術が息づく魅力的なまちをつくる)
大津湖南地域広域市町村圏計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草津市、大津市、栗東市、守山市、野洲市で構成する大津湖南広域市町村圏協議会において、圏域の総合的・一体的発展を図るため策定される計画。平成 13 年度(2001 年度)～平成 22 年度(2010 年度) <p>※ 平成 21 年度をもって廃止予定。</p> <p>■ 圏域の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人と環境が調和し、未来に羽ばたく「大津湖南」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀初頭において、生活と自然、利便性とゆとり、活力と安らぎ、たくましさと柔軟性、そして機能性と快適性を併せ持つ都市空間を整備し、個性的で魅力あふれる生活圏域の形成をめざす。 <p>■ 地域整備構想</p> <p>[目指すべき目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環状連携都市圏：圏域を構成する各都市は、地域の特性に応じた自律的な発展と振興を図りつつ、広域的な交流基盤の形成を通じて産業や地域活動における連環を進め、21 世紀に向け新たな生活文化を創造する参加と連携のあり方を確立する。 <p>[交流圏の形成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も高度情報通信基盤の充実と計画中の広域交通基盤の整備を推進し、本圏域の開発ポテンシャルを高める。 ・ さらに、広域交通基盤と圏域内の既存道路及び県内隣接地域及び隣接府県との接続・連携を強化し、本圏域を中心として京阪神・中部の各地域へと広がる多様な都市間・地域間交流圏域の形成をめざす。 <p>※ 総務省では、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と周辺市町村が協定に基づき相互連携する「定住自立圏構想」の具体化へ向けて検討を進めている。</p>

6. 主要な課題

草津市の特性や時代の潮流などを踏まえて、本市のこれからのかまちづくりの主要な課題について、「人とまち」「暮らしと活力」「自治と地域経営」の3つの視点から以下に整理します。

(1) 人とまち

① “出会い”による市民文化の高まりを

本市は、これまでのかまちづくりによって「人口が集積するまち」としての一定の条件を作り上げてきており、市内には、歴史に培われ地域の暮らしになじんだ文化と新しくもたらされる様々な文化が出会う機会が広がっています。

こうした“出会いの広がり”に、“多文化間のコミュニケーション”や“互いの認めあい”が生まれるなかで、市民一人ひとりが「まちに対する愛着」や「草津市民であることの自負と誇り」を実感できる“ふるさと草津”の新たな市民文化の高まりを求めていくことが望まれます。

※ **市民文化**：地域社会において市民の多様な関わりあいのなかで育まれる生活文化のこと。

② 人が学び育つ仕組みを

子どもと子育てを取り巻く状況が変化するなかで、家庭や学校の教育力を高めながら、地域ぐるみで子どもの育ちを守っていくことが重要となっています。

未来に夢と希望を導く子どもが健やかに育ち、豊かな心と生きる力、確かな学力を身につけていくよう、世代を超えた様々な人の関わり合いのなかに「人が学び育つ仕組み」を充実させていくことが求められます。

既に取り組んでいる地域協働合校や各種スポーツ活動をはじめとして、家庭、学校、地域や企業・大学等との連携を進めて、“未来の担い手”がいっそう輝くまちとなることが望されます。

※ **地域協働合校**：小学校区などを単位とした市内の各地域において、子どもと大人が世代を超えて知恵を出し合い協力して共に活動し、社会の変化に対応するために学び合う「地域学習社会」を表す。

③ 環境と調和したまちを

地球市民として、また、この地に暮らすものとして、私たちは本市を取り巻く自然環境を守り、また、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築する必要があります。

とりわけ、人口増加にあわせて急速に市街化が進んだ結果、琵琶湖や農地、山林、草津川廃川敷地などの土地利用において、より適切な保全と活用を図っていくことが重要となっています。まちの整備にあっては、環境調和を基本として、良好な都市空間やうるおいのある景観の形成などを図っていくことが求められます。

(2) 暮らしと活力

① 子ども・子育ての応援と熟年世代の社会参加を

少子化や就労形態の多様化などを背景として「家族」や「育児」の姿が変化するなか、本市では子育て期にある世帯の転入が進んでおり、拡大する子ども・子育て支援の需要に応えていくことが求められています。

また、高齢期を迎えてますます活躍する人が増える一方で、やはり、医療や介護等に要する社会負担が大きくなることも避けられず、熟年世代からの健康増進と介護予防、社会参加の促進等が重要となっています。

これらの課題のほか、障害のある人の地域生活が拡大していることなどにも対応しながら、保健・医療・福祉については、限りある社会資源を有効に活用して適切なサービスの提供に努める必要があります。

② “歩いて暮らせる” まちを

市街地の拡大や郊外での大規模商業施設の立地などにより、これまで以上に自動車に依存するライフスタイルが広がっていますが、その反面、地域生活に密着した身近な商業は弱まっています。超高齢社会が目前であることも踏まえ、市内各地域で既存の商店街や大規模商業施設などを活かして生活に不可欠で基本的な機能が暮らしの身近に配置されるよう誘導を図ることが求められています。また、市街地中心部については、市民や来訪者が生き生きと活動できる“まちなか”として、文化・レクリエーション機能や業務オフィスなどのいっそつの集積が期待されます。

加えて、市内における円滑な移動を確保するため、歩道・自転車道を含む安全で快適な生活道路、市内各地域あるいは市内外を結ぶ幹線道路、公共交通のネットワークを充実させることが望まれます。

③ 充実した都市機能のいっそうの活用を

新名神高速道路の整備などにより、本市は近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける要衝の地としての交通条件を有しています。JR 草津駅・南草津駅周辺にはまちの中心として多様な都市機能が集まり、東南部丘陵地などには県内有数の高度な研究・開発や新産業育成等の機能が集まっています。

これら都市機能の集積を最大限に生かして、企業立地の誘導を図り、異業種交流などを通じて新しい産業や雇用を生み出し、さらに活力と存在感のあるまちとなっていくことが望まれます。

(3) 自治と地域経営

① 地域課題に対応できる地域コミュニティを

人口増加が続く本市では、人口特性が小地域単位で様々に異なっています。そのなかには、高齢化が著しく進んでいる地域や子育て期の世帯が多い地域があり、そこでは、地域ぐるみによる日常生活への支援やあたたかい見守りなどが非常に重要となってきています。

そして、地域福祉に関わるものだけでなく、防犯・防災、生活環境など多岐にわたる地域課題への対応については、これまで、町内会や学（地）区単位の取り組みが中心を担ってきたところであり、ボランティア、NPOなどの市民活動団体の取り組みとあわせ、これらの活性化とネットワークの強化を図っていく必要があります。

② 市民自治の“新しい段階”への準備を

本市は、これまで市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」により様々な“担い手”と広く出会いながらまちづくりに取り組んできています。

これまでの「協働」によるまちづくりの成果を基礎として、さらに取り組みの拡充を図り、自治に対する市民意識を高め、身近な地域づくりを地域が主体的に行う体制をつくりながら、市民自治の“新しい段階”に向かう準備を進めていく必要があります。このとき、新しい技術を積極的に活用しながら、地域情報基盤の刷新と情報公開の充実を図っていくことが重要です。

③ 地域経営への転換を

地方分権の時代にあって国の「三位一体の改革」が行われ、地方交付税の大幅な減額や国庫補助負担金の削減がなされる一方、社会保障などの義務的経費が増大するなど、本市財政は硬直化が進んでいます。

近隣都市との連携など広域的な資源・財源のマネジメントと、地域コミュニティにおけるマネジメントの両面から、地域社会にとって本当に大切なことを市民とともに考え進める「地域経営」を行う必要があります。

※ **義務的経費**：一般歳出における人件費・扶助費・公債費。反対に「投資的経費」は、その支出の効果が中長期的で、固定的な資本の形成に向けられるもの。

基本構想

- 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの中津市のまちづくりの構想（グランドデザイン）です。
- ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。
- 中津市議会における議決を受けて策定しています。

この基本構想の期間は、平成 22（2010）年度から平成 32（2020）年度までとします。

1. 将来ビジョン

本市の将来ビジョンを、「将来に描くまちの姿」と将来人口とまちの構造による「基本フレーム」をもって以下に示します。

(1) 将来に描くまちの姿

私たちは、将来の草津市を「住み続けたいまち」「草津の市民」としての喜びが感じられるまち」として、以下のように構想します。

出会いが織りなすふるさと “元気”と“うるおい”のあるまち 草津

高いこころざし

将来の草津市では、まちづくりに対する高いこころざしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、うるおいと生活の豊かさ、“ふるさと草津”への愛着と草津市民としての私たちの誇りが生み出されています。

出会いと交流

街道文化が息づくまちは、いつも出会いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて知恵と心を育み、生き生きと輝いています。

親しみと憧れ

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の元気・活力となって市民の夢を育み、草津の気風・文化などに市外からも親しみと憧れを集める“新しい魅力”を創り出して、人々の間に様々な感動を広げています。

自負と責任

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。

(2) 基本フレーム

① 将来人口

本市人口は、基本構想の期末である平成32年に最大となって、その後、減少へ向かうと推計しています。これらを踏まえ、本市では基本構想の人口フレームを以下のとおりとします。

平成32年：135,000人

なお、ここに設定する将来人口を一定の上限と見据えて、既に人口減少社会を迎えた全国自治体の今後の動向に学びながら、成熟型社会のまちづくりを進めていきます。

② まちの構造

ア. 基本的な考え方

自然環境と調和した土地利用を基本に暮らしの基盤を充実させ、さらに、様々な都市機能の集積を誘導して、これらそれがネットワークした、便利で快適なまちの構造とします。

その要素としては、「ゾーン」「都市拠点」「環状道路」「うるおいネットワーク」として以下に示します。

イ. 3つのゾーン

土地利用の面から、3つのゾーンを位置づけます。

まちなかゾーン：本市の中心市街地で、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化を誘導するゾーンであり、うるおい豊かでにぎわいと交流に満ちた、まちなか居住のゾーンです。

文化・交流ゾーン：快適な居住環境を守るとともに、大学を中心とした様々な分野の人材育成・研究・開発のほか、福祉・医療、文化等の交流活動や製造業等の産業活動を促進するゾーンです。

共生ゾーン：農業・水産業のほか、自然環境との関わり合いのなかで市民生活が営まれるゾーンです。このうち湖岸域を、琵琶湖と人の関わり合いをより積極的につくつしていく「くさつエコミュージアム」に位置づけます。

ウ. 3つの都市拠点

まちの資源の高度集積・活用を生かす3つの拠点を位置づけます。各拠点の相互のネットワーク化を進め、まち全体の活力や魅力を生み出すものとします。

にぎわい拠点：まちなかゾーンのうち、JR草津駅とJR南草津駅周辺地区を双眼の核としたにぎわいをつくる拠点です。

学術・福祉拠点：草津JCTや草津田上ICによる地の利を最大限に生かして、産官学あるいは研究機関との連携、新たな産業の創出、また、福祉・医療、文化等の交流を促進する拠点です。

湖岸共生拠点：市民や本市を訪れる人に憩いや安らぎを提供し、同時に、人と環境が調和した暮らしについて語りかけてくれる拠点です。「くさつエコミュージアム」のシンボルとなります。

エ. 3つの環状道路

本市の基本的なまちの構造をつくり、市内外を結ぶ「ひがし環状道路」「にし環状道路」と、都市の中心性を高める「まちなか環状道路」を位置づけます。これらの環状道路は、まちの資源の集積と効果的な活用を図るために、相互に接続するものとします。

まちなか環状道路：JR草津駅、JR南草津駅周辺の「にぎわい拠点」を両端として、「ひがし環状道路」「にし環状道路」の交わりに位置づけた「まちなかゾーン」の内側を環状に結ぶ道路です。

ひがし環状道路：大津湖南幹線・平野南笠線・山手幹線・下笠下砥山線の4路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「文化・交流ゾーン」を結ぶとともに、草津JCTや草津田上ICにアクセスする広域幹線ネットワークに接続します。

にし環状道路：国道1号、平野南笠線、大津湖南幹線、湖岸道路、下笠下砥山線の5路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「共生ゾーン」を結びます。また湖岸道路は、「くさつエコミュージアム」の軸となります。

オ. うるおいネットワーク

緑・水・歴史などに恵まれた本市の特性は、それぞれが相まって、まちと暮らしにうるおいを導いています。これらを本市における人の営みにさらに生かして、市内外から親しみと憧れを集める快適なまちをつくるため、「うるおいネットワーク」を位置づけます。

緑のみち：草津川廃川敷地について、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図り、中心市街地の魅力を高めるとともに、中心市街地・湖岸間を快適に移動でき、憩いの空間が整えられた「緑のみち」とします。

水のみち：草津川をはじめとする河川について、その河川敷や堤防を、水や緑に親しみながらウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができる「水のみち」とします。また、湖岸道路については、「くさつエコミュージアム」の主軸道路として周辺環境と調和した、県内で最も“水の景色”を楽しむことができる快適なルートとします。

歴史のみち：東海道や中山道などの旧街道やそのほかの様々な歴史資源の適切な保全を図るとともに、それを結びつけ生かし、誰もが楽しめるプロムナードとします。

※**エコミュージアム**：湖岸道路沿道における琵琶湖を始めとする自然環境や環境関連施設の資源を活用し、自然と触れ合い、研究・学習できる場とするものである。

■まちの構造



2. まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。また、それぞれの内容には、行政分野の各施策の主要な取り組み方向を含んでいます。

(1) 「人」が輝くまちへ

出会いとふれあいの豊かさによって、人々が互いを尊重しあう人権文化が花開くまちをつくっていきます。

また、誰もが生涯を通じて楽しく学び、生きがいを持ち、市民文化を守り育みながら、それぞれの個性を生かして輝いていけるまちをつくっていきます。

(人権)

- 「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言のもとに、一人ひとりの人権が尊重される平和社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るとともに、多文化共生社会へ向けた効果的な取り組みを推進します。

(男女共同参画)

- 男女がともに社会の対等な構成員として、家庭や地域のなかで一人ひとりが自らの個性を生かした人生を歩んでいける、男女共同参画社会の実現を図ります。

(教育・青少年)

- 地域社会との連携のもと、一人ひとりの子どもを守り育て、本市の将来を担う次世代が、自らの個性を伸ばして、確かな学力や豊かな人間性、しなやかでたくましい心と体など、人生を歩むための基礎・基本となる“生きる力”を身につけられるよう教育の充実を図ります。
- 青少年が、心豊かで健やかにたくましく成長できるよう、社会全体の中で青少年を温かく見守り、育成していきます。

(生涯学習・スポーツ)

- 誰もが楽しく生きがいを感じ、生涯を通じて自己を高めることができるよう、学習できる環境を充実していきます。
- 家庭・地域・学校の連携のもとで行っている地域協働合校については、大学等との連携、地域に貢献できる人材の育成などを進めて、地域社会のますますの発展へと結びつけていきます。
- 市民が心身ともに健やかな生活が送ることができるよう、誰もが自分の健康状態や年齢、体力に合わせたスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

(市民文化)

- 市民文化醸成の取り組みを軸としながら、これまで以上に人と人の出会いとふれあいを活発にしていくことで、市民一人ひとりが「まちに対する愛着」や「草津市民であることの自負と誇り」を実感し“ふるさと草津”を語ることができる市民となっていけるようなまちづくりを進めています。
- 歴史資源の適切な保全と活用、伝統文化の継承を図るとともに、市民の芸術・文化活動の振興に努め、多彩で豊かな市民文化のさらなる高まりをつくっていきます。

(2) 「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが、等しく生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。

また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

(子ども・子育て)

- 子どもの健やかな育ちを守るとともに、家族のあり方の変化に応じて多様化が進んでいる子育て支援のニーズに対応し、保育・在宅保育支援の充実を図っていきます。また、地域ぐるみの子ども・子育ての見守り・応援の取り組みを強めていきます。

(長寿・生きがい)

- “元気で長生き”のための健康増進と介護予防の取り組みを充実させるとともに、高齢期における社会参加をいっそう進めています。また、介護保険制度の適切な運用、生活支援サービスや在宅介護サービスの充実などにより、高齢になっても安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

(障害福祉)

- 「障害のある人もない人も、誰もが生き生きと輝けるまち」を目指し、障害福祉サービス等の充実などによって生活の安心・安全を守ることを基本としながら、障害のある・ないにかかわらず、誰もが自らの意思によって自己実現を図ることができる地域社会づくりを進めています。

(地域福祉)

- 誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を安心しておくことができるよう、地域社会の様々な担い手の力を集めて、ともに生き、支え合う社会づくりを進めます。

(健康・保険)

- 市民の健康の保持増進、疾病の予防・早期発見・早期対応のため、健（検）診や健康教室、健康相談、訪問指導等の実施に努めるとともに、“健康づくり運動”をさらに進めることで市民一人ひとりの、自らによる健康づくりの取り組みが進むよう図っていきます。
- 医療保険制度等の適正な運用を行うほか、市民の健康が守れるよう、これまで以上に保健・医療・福祉の連携を強めていきます。

(生活安心)

- 様々な理由で生活困窮の状態にある人への相談の充実を図るとともに、セーフティネットの制度を適切に運用していきます。
- 消費者・消費団体の育成・支援と消費者保護対策の充実、公衆衛生の向上などにより、市民の暮らしの安心確保を図っていきます。

(防犯・防災)

- 「危機管理」の考え方のもとで、地震や風水害などの自然災害、事故、感染症の流行などに備え、有事の際の適切な対策がとれるようにしていきます。
- 災害時要援護者対策の充実などを含めて、地域ぐるみによる防犯・防災体制の強化などを図り、地域社会の安全・安心をよりいっそう高めていきます。
- まち全体の総合的な防災力を高めるため、市街地中心部の防災空間の確保や適正な土地利用の誘導を図るとともに、住宅をはじめ建築物や公共施設の耐震化を促進します。
- 河川・排水路の適切な維持管理、天井川の平地化と浸水対策の促進、また、雨水幹線の整備等を進めます。

(3) 「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境に、人々の様々な活動が調和する持続可能なまちをつくっていきます。

そして、草津に暮らす人々や、草津を訪れる人々にとって、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさがいつも感じられるまちをつくっていきます。

(うるおい・景観)

- 湖岸・河川空間などを保全・活用しながら緑化を推進し、まちのうるおいをつくっています。特に草津川廃川敷地については、まち全体の魅力をいっそう高める資源として捉え、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図ります。
- 様々な市民の語らいを通じて都市景観や農村景観の良好な形成と誘導を図り、暮らす人・訪れる人の誰もが快適で心地いいと感じるようなまちをつくっていきます。

(環境)

- 生物多様性の保全を重視して自然環境を守るとともに、地球環境との調和や循環型社会づくりについての学びを深めて、その知識と経験を将来の世代に確実に伝えていきます。
- 省エネルギー・新エネルギー活用をはじめ、環境負荷の低減に取り組む事業者等の拡大を図るとともに、市民自らの日常生活の見直しと環境にやさしいライフスタイルの実践ができる仕組みを整えます。
- 廃棄物の減量と適正処理によって省資源とリサイクルの推進を図るほか、環境美化や公害防止など生活環境の保全に努めます。

(住宅・住生活)

- 住まいへの多様なニーズを受け止める、良質な住宅ストックによる良好な住環境の誘導を図り、これらの環境を将来に引き継いでいくとともに、市民が居住の場に困ることがないよう支援します。
- 市外からも親しみと憧れを集める本市の“まちなか”の魅力をさらに高めるため、JR駅周辺の市街地の整備など、利便性の高い快適な暮らしを実現する基盤づくりを進めます。

(上下水道)

- 安全で安定した水を供給するため、上水道の整備拡充と適切な維持管理を行います。
- 家庭や事業所等からの汚水を確実に処理するため、下水道の整備拡充と適切な維持管理を行うとともに、水洗化を促進し、生活環境の向上と河川・琵琶湖の水質保全への寄与を図ります。

(道路・交通)

- 自動車・自転車・歩行者などが、安全で快適に利用できる道路環境を充実させていくため、道路や交通安全施設の整備と適切な維持管理に努めるとともに、交通安全対策の充実を図ります。
- 市内、また、市内外を結ぶ移動をさらに円滑なものとするため、公共交通を中心とする総合的な交通体系の充実を図っていきます。
- 歩道の段差解消やわかりやすい案内表示等を行い、ハード面・ソフト面の両面からバリア（障壁）を無くし、誰にとっても安全で安心できる、快適なまちと社会をつくりていきます。

(4) 「活気」があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。

また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活性化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

(農林水産)

- 地産地消など、地域の生産者と消費者を結びつけ、“顔の見える安心”や食育への寄与を大切にする農業の展開を促進するとともに、生産物の付加価値を高め、ブランド化を進めています。
- 本市の農業が地域の環境を守る安定した産業として将来にわたって継続していくよう努めるとともに水産業や畜産業の振興を図ります。

(商工観光)

- 市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めます。
- 産業の高度化と活力ある都市づくりのため、市内立地企業や大学とのネットワークのもとで、異業種交流や产学連携による新産業の創出等を促していきます。また、市内企業の振興に加えて、地域の資源を生かし、新たな活力をもたらす企業誘致に努めます。
- 自然・歴史の資源だけでなく、まち・暮らし・産業など、本市の様々な資源を生かして、魅力ある観光の振興を図ります。
- 働く人々が働きがいをもって生き生きとできるよう、勤労者福祉の向上を図るとともに、就労相談などの総合的な支援を行います。

(コミュニティ・市民自治)

- 地域づくりの拠点として市民センター（公民館）などを積極的に活用して、町内会や学（地）区など地域コミュニティによる活動や市民の主体的なまちづくり活動を促進していきます。
- ボランティアやNPOの活動の場を拡げ、これら活動への市民の参加のための働きかけを充実させるとともに、地域コミュニティ活動との連携を図ります。
- まちづくりに関わる情報の整備を進め、その積極的な受発信に努めるなかで、「草津の魅力」と「草津のまちづくり活動」を市内外に広くアピールして、まちづくり市民活動の交流を図っていきます。

(情報・交流)

- 地域情報誌やコミュニティ FMなどを活用して多様な地域情報の共有を図るとともに、広報の充実など、行政情報をこれまで以上に適宜適切に提供できるよう努めます。
- 充実した都市機能を最大限に活かすとともに、都市間・国際間の交流・協力を進めて、本市に様々な人と文化の出会いとふれあいを導いていきます。
- “若い力”が地域社会のなかで活躍し、新たなまちづくりの動きをつくる原動力となっていけるよう、大学等との連携による仕組みづくりを充実させていきます。

3. 行政の姿勢と役割

市民とともに描いたこの基本構想を実現していくため、行政は、地域の社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供する「地域経営」へと自ら大きく転換を図る必要があります。また、市民一人ひとりのまちへの関わりや、地域単位・テーマ単位など様々な市民活動の展開により、協働の^{いしづえ}基礎をさらに確かなものとしていかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、本市では以下の2点を示し、基本構想に基づくまちづくりに向かうこととします。

(1) 地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。

併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

- 行政サービスのさらなる効率性と質の確保のため、行政自らの意識改革や行政システムの改革を進めるとともに、広域連携のさらなる推進を図ります。
- 対話型行政を前提とした“協働のまちづくり”的な行政運営を進めます。また、行政情報の積極的な提供や市民ニーズの的確な把握に努めて、市民にわかりやすい行政運営を進めます。

(2) 協働のまちづくりの基盤強化

参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいっそう展開されるよう取り組みます。

とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものとなることを重視した支援を図っていきます。

- 地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に、より多くの市民が参加・参画・協働し、ともにまちに関わる主体者となれるよう、その機会の多様化やわかりやすい仕組みの整備などに努めます。
- それぞれの地域におけるまちづくりの展開においては、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくり、組織づくりなど、参加・参画・協働、意思決定の具体的な仕組みを地域自らがつくりだし守っていけるよう、総合的に支援します。

※ **参加・参画・協働**：ある活動について、「参加」は「加わること」。「参画」は「主体的に加わること」。協働は「主体的に加わって、ともに何かをつくりあげること」をいう。